

第 11 章 公文書管理	110
1. 2017 年度の対応について	110

第11章 公文書管理

1. 2017年度の対応について

適切な行政文書管理のため、行政文書ファイル管理簿の公表、管理状況の報告、管理状況に関する点検・監査、公文書管理制度に関する研修等を行った。

2017年12月「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)が改正され、政策立案や事務・事業の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録文書の作成、保存期間が一年未満の文書の扱いの明確化や標準文書保存期間基準(保存期間表)の公表等を含む新たな運用方針が規定された。当該改正を受け、2018年3月に当省の行政文書管理規則を改正し、2018年度より実施することとなった。

また、2017年9月「公文書管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告が全府省に対してなされ、行政文書の管理状況や適切な文書管理を行うための対応状況につき、2018年9月までに改善措置の状況を報告することとされた。

■行政文書ファイル等の管理状況

(2018年3月31日現在)

(ア) 保有する行政文書ファイル等の総数

(単位：ファイル数)

行政機関名	本省庁	地方支分部局	合計
経済産業省	52,215	154,684	206,899
資源エネルギー庁	9,803	-	9,803
特許庁	6,464	-	6,464
中小企業庁	4,587	-	4,587
合計	73,069	154,684	227,753

(イ) 2017年度末で保存期間が満了した行政文書ファイルの移管、廃棄又は保存期間延長の件数

(単位：ファイル数)

行政機関名	移管	廃棄	保存期間延長
経済産業省	489	※23,311	1,289
資源エネルギー庁	79	※1,351	79
特許庁	57	1,251	2
中小企業庁	29	※335	29
合計	654	26,248	1,399

※公文書管理法に基づく内閣府との「廃棄協議」(廃棄することについての内閣総理大臣の同意)を経た上で廃棄する予定数。